



本制度を利用される場合、まずは取引のある金融機関又は最寄りの信用保証協会にご相談ください。

また、セーフティネット保証 5号を含むセーフティネット保証制度に関する一般的なお問合せは、以下の相談窓口へお願いします。

[問合せ先]

中小企業金融相談窓口 0570-783183

※ 平日 9:00～17:00

※ 実際の融資の相談・申込については、お取引のある金融機関又は最寄りの信用保証協会にご相談ください。

[最寄りの信用保証協会]

<https://www.zensinhoren.or.jp/nearest/>

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市区等医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

(別添資料)

○セーフティネット保証 5号の指定業種、指定期間：令和 6 年 4 月 1 日～令和 6 年 6 月 30 日

(中小企業庁)

[https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2024/240315\\_5gou.pdf](https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2024/240315_5gou.pdf)

○セーフティネット保証 5号の概要 (中小企業庁)





















